アジア経済法令ニュース 増刊 No.16-122

中国国防交通法

弁護士法人 瓜生·糸賀法律事務所

2016年11月14日(月)

国防交通法

2016年9月3日第12期全国人民代表大会常務委員会第22回会議採択同日国家主席令12期第50号により公布 2017年1月1日施行

目次

- 第1章 総則
- 第2章 国防交通規画
- 第3章 交通エンジニアリング施設
- 第4章 民間用運送・積載手段
- 第5章 国防運送
- 第6章 国防交通保障
- 第7章 国防交通物資備蓄
- 第8章 法律責任
- 第9章 附則

第1章 総則

- 第1条 国防交通建設を強化し、交通領域の軍民融合発展を促進し、かつ、国防活動の順調な進行を保障するため、この法律を制定する。
- 第2条 国防の必要を満たすことを目的とし、鉄道、道路、水路、航空、パイプライン及び郵政等の交通領域において行う規画、建設、管理及び資源使用活動には、この法律を適用する。
- 第3条 国は、軍民融合発展戦略を堅持し、軍と地方政府との資源優良化配置及び合理的共同享有を推進し、国防交通の平時におけるサービス、緊急時における応急及び戦時における応戦の能力を高め、経済建設及び国防建設の協調的発展を促進する。
- 2 国防交通業務については、統一的に指導し、級を分けて責任を負い、統一的に規画を手配し、及び平時と戦時とを結合するという原則を遵守する。
- 第4条 国家国防交通主管機構は、全国の国防交通業務を規画し、組織し、指導し、 及び調整することにつき責任を負う。国家国防交通主管機構の設置及び業務職責は、 国務院及び中央軍事委員会がこれを定める。
- 2 県級以上の地方人民政府の国防交通主管機構は、当該行政区域の国防交通業務につき責任を負う。
- 3 県級以上の人民政府の関係部門及び関係軍事機関は、職責分担に従い、関係する国 防交通業務につき責任を負う。
- 4 省級以上の人民政府の関係部門及び軍隊の関係部門は、国防交通軍民融合発展協議 メカニズムを確立し、相互に交通建設及び国防需要等の状況を通報し、国防交通の 重大問題を検討して解決する。
- 第5条 公民及び組織は、法により国防交通義務を履行しなければならない。

- 2 国は、公民及び組織が法により国防交通建設に参与するのを奨励し、かつ、関係規 定に従い政策及び経費上の支持を与える。
- 第6条 国防交通経費は、事務取扱権限区分の原則に従い、これを政府予算に組み入れる。
- 2 企業・事業単位が国防交通日常業務の展開に用いる合理的支出は、これを当該単位 の予算に組み入れ、原価に算入する。
- 第7条 県級以上の人民政府は、国防の必要に基づき、法により民間用運送・積載手段、交通施設及び交通物資等の民間用交通資源を強制的に使用することができる。 関係する組織及び個人は、これに協力し、関連する義務を履行しなければならない。
- 2 民間用交通資源の強制使用に係る実施の組織化及び補償については、関係する法律及び行政法規により執行する。
- 第8条 各級人民政府は、国防交通教育を全人民国防教育に組み入れ、多種の形式を 通じて国防交通宣伝活動を展開し、国防交通知識を普及させ、公民の国防交通観念 を増強させなければならない。
- 2 各級の鉄道、道路、水路、航空、パイプライン及び郵政等の行政管理部門(以下「交通主管部門」という。)及び関連する企業・事業単位は、当該系統及び当該単位の 人員に対し国防交通教育を行わなければならない。
- 3 交通関連専攻学科を設ける大学・高等専門機関は、国防交通知識を関連する専業課程に組み入れ、又は単独で国防交通関連課程を開設しなければならない。
- 第9条 いずれの組織及び個人も、国防交通業務において知り得た国家秘密及び商業 秘密について秘密保持義務を負う。
- 第10条 国防交通業務において突出した貢献をした組織及び個人に対しては、国の関係規定に従い表彰及び報奨を与える。
- 第11条 国は、国防交通情報化建設を強化し、国防交通保障能力を高めるために、支持を提供する。
- 第12条 戦時及び平時の特段の状況の下において、交通領域において業種管制及び武装力量のための交通保障の優先的提供等の国防動員措置を講ずる必要のある場合には、「国防法」及び「国防動員法」等の関係する法律により執行する。
- 2 武装力量は、軍事演習又は訓練の実施を組織する場合において、交通に対し臨時的管制措置を講ずる必要のあるときは、国務院及び中央軍事委員会の関係規定に従い執行する。
- 第13条 戦時及び平時の特段の状況の下において、国は、必要に基づき国防交通連合 指揮機構を設立し、全国又は局部地区の交通運送資源を統一的に手配し、全国又は 局部地区の交通運送並びに交通施設・設備の緊急修理、緊急建設及び防護の指揮を 統一して組織する。関係する組織及び個人は、統一的指揮に服従しなければならな い。

第2章 国防交通規画

- 第14条 国防交通規画には、国防交通エンジニアリング施設建設規画、国防交通専業保障隊列建設規画、国防交通物資備蓄規画及び国防交通科学研究規画等が含まれる。
- 2 国防交通規画を編成する場合には、次の要求に適合しなければならない。
 - (1) 国防の必要を満たし、平時と戦時との快速転換に有利であり、国防活動の順調な進行を保障すること。
 - (2) 経済社会発展の必要を同時に考慮し、重点を突出させ、公益を重視し、資源融合共同享有を促進すること。

- (3) 都市・農村規画及び土地利用総体規画に適合させ、国家総合交通運送体系発展規画と協調させること。
- (4) 国境防衛及び海上防衛交通基礎施設建設の強化に有利であり、沿境及び沿海の経済が発達を欠く地区の交通運送発展を扶助・支持すること。
- (5) 環境を保護し、土地及びエネルギー等の資源を節約すること。
- 第15条 県級以上の人民政府は、国防交通建設を国民経済及び社会発展規画に組み入れなければならない。
- 2 国務院及びその関係部門並びに省、自治区及び直轄市の人民政府は、交通業及び関連する領域の発展戦略、産業政策及び規画交通ネットワーク配置を制定する場合には、国防の必要を同時に考慮し、国家総合交通運送体系の国防活動を保障する能力を高めなければならない。
- 3 国務院の関係部門は、関係する国防要求を交通施設又は設備の技術標準及び規範に 組み入れなければならない。関係する国防要求は、国家国防交通主管機構が軍隊の 関係部門の意見を求めた後に集計して提出する。
- 第16条 国防交通エンジニアリング施設建設規画は、県級以上の人民政府の国防交通 主管機構が当該級の人民政府の交通主管部門とともにこれを編成し、当該級の人民 政府の発展改革部門の審査を経た後に、当該級の人民政府に報告して承認を受ける。
- 2 下級の国防交通エンジニアリング施設建設規画は、1 級上の国防交通エンジニアリング施設建設規画によりこれを編成しなければならない。
- 3 国防交通エンジニアリング施設建設規画を編成する場合には、関係する軍事機関及び当該級の人民政府の関係部門の意見を求めなければならない。県級以上の人民政府の関係部門は、総合交通運送体系発展規画及び交通エンジニアリング施設建設規画を編成する場合には、当該級の人民政府の国防交通主管機構の意見を求め、かつ、国防交通エンジニアリング施設建設の関連内容に組み入れなければならない。
- 第17条 国防交通専業保障隊列建設規画は、国家国防交通主管機構が国務院の関係部門及び軍隊の関係部門とともにこれを編成する。
- 第18条 国防交通物資備蓄規画は、国防交通主管機構が軍隊及び地方政府の関係部門とともにこれを編成する。
- 2 中央が備蓄する国防交通物資については、国家国防交通主管機構が国務院の交通主 管部門及び軍隊の関係部門とともに備蓄規画を編成する。
- 3 地方が備蓄する国防交通物資については、省、自治区又は直轄市の人民政府の国防 交通主管機構が当該級の人民政府の関係部門及び関係する軍事機関とともに備蓄 規画を編成する。
- 第19条 国防交通科学研究規画は、国家国防交通主管機構が国務院の関係部門及び軍隊の関係部門とともにこれを編成する。

第3章 交通エンジニアリング施設

- 第20条 国防交通エンジニアリング施設を建設する場合には、国防交通エンジニアリング施設建設規画を根拠とし、戦時及び平時の特段の状況下の国防交通の円滑性を保障しなければならない。
- 2 その他の交通エンジニアリング施設を建設する場合には、法により国防要求を貫徹 し、建設においてその国防機能を増強するエンジニアリング技術措置を採用し、国 防交通保障能力を高めなければならない。
- 第21条 国防交通エンジニアリング施設については、基本建設手続、関係する技術標準及び規範並びに国防要求に従い設計、施工及び竣工検収を行わなければならない。

- 関係する人民政府の国防交通主管機構は、軍隊の関係部門を組織してプロジェクトの設計審査・決定及び竣工検収等の業務に参与させる。
- 2 交通エンジニアリング施設建設における国防機能を増加させるために建設するプロジェクトについては、主体工事と同時に設計し、同時に建設し、及び同時に検収しなければならない。
- 第22条 国防交通エンジニアリング施設は、国防活動の必要を満たすことを前提とし、 経済社会活動のために便宜を供与しなければならない。
- 第23条 国防交通エンジニアリング施設管理単位は、国防交通エンジニアリング施設のメンテナンス及び管理につき責任を負い、その国防機能を保持する。
- 2 国防交通エンジニアリング施設につき用途を改変し、又は廃棄処理をする必要のある場合には、国防交通エンジニアリング施設管理単位が級を追って国家国防交通主管機構又はそれが授権する国防交通主管機構に報告して承認を受ける。
- 3 県級以上の人民政府は、国防交通エンジニアリング施設のメンテナンス・管理業務 に対する監督・検査を強化しなければならない。
- 第24条 いずれの組織及び個人も、生産その他の活動を行う場合には、国防交通エンジニアリング施設の正常な使用に影響を及ぼしてはならず、かつ、国防交通エンジニアリング施設の安全に危害を及ぼしてはならない。
- 第25条 県級以上の人民政府の国防交通主管機構は、当該級の人民政府の交通主管部門及び関連する企業・事業単位から交通エンジニアリング施設建設プロジェクトの立件、設計及び施工等の状況を掌握する責任を負う。関係する人民政府の交通主管部門及び関連する企業・事業単位は、これに協力しなければならない。
- 第26条 県級以上の人民政府の国防交通主管機構は、遅滞なく関係する軍事機関に対し交通エンジニアリング施設建設状況を通報し、かつ、それにつき国防要求を貫徹する意見を求め、集計した後に国防要求を貫徹する必要のある具体的プロジェクトを提出しなければならない。
- 第27条 国防要求を貫徹する必要のある交通エンジニアリング施設建設プロジェクトについては、関係する人民政府の国防交通主管機構が当該級の人民政府の発展改革部門、財政部門、交通主管部門及び関係する軍事機関とともに、建設単位と協議して国防要求を貫徹する具体的事項を確定する。
- 2 交通エンジニアリング施設の新規建設、改造建設又は拡大建設プロジェクトにつき 国防要求の貫徹により増加する費用は、国がこれを負担する。関係部門は、プロジェクトの実施について支持及び保障を与えなければならない。
- 第28条 各級人民政府は、国防交通エンジニアリング施設建設プロジェクト及び国防要求を貫徹する交通エンジニアリング施設建設プロジェクトについて、土地使用、都市・農村規画、財政及び公租公課等の分野において国の関係規定に従い政策的支持を与える。

第4章 民間用運送・積載手段

- 第29条 国家国防交通主管機構は、国防の必要に基づき、国務院の関係部門及び軍隊の関係部門とともに、国防要求を貫徹する必要のある民間用運送・積載手段の類別及び範囲を確定し、遅滞なく社会に対し公布しなければならない。
- 2 国は、公民及び組織が前項所定の類別及び範囲内の民間用運送・積載手段及びその 関連設備を建造し、購入し、又は経営することを奨励する。
- 第30条 県級以上の人民政府の国防交通主管機構は、民間用運送・積載手段登記管理部門及び建造又は購入者から国防要求を貫徹する必要のある民間用運送・積載手段

- の建造、購入及び使用等の状況を掌握しなければならない。関係する公民及び組織は、これに協力しなければならない。
- 第31条 県級以上の人民政府の国防交通主管機構は、掌握した民間用運送・積載手段の基本状況を関係する軍事機関に遅滞なく通報し、かつ、それにつき国防要求を貫徹する意見を求め、集計した後に国防要求を貫徹する必要のある民間用運送・積載手段の具体的項目を提出しなければならない。
- 第32条 国防要求を貫徹する必要のある民間用運送・積載手段の具体的項目については、県級以上の人民政府の国防交通主管機構が当該級の人民政府の財政部門、交通主管部門及び関係する軍事機関とともに、関係する公民及び組織と協議して国防要求を貫徹する具体的事項を確定し、かつ、関連する合意を締結する。
- 第33条 民間用運送・積載手段の国防要求の貫徹により増加する費用は、国がこれを 負担する。関係部門は、民間用運送・積載手段につき国防要求を貫徹する実施につ いて支持及び保障を与えなければならない。
- 2 各級人民政府は、国防要求を貫徹する民間用運送・積載手段について調達及び運営 サービス範囲等の分野において、関係する規定に従い政策的支持を与える。
- 第34条 国防要求を貫徹する民間用運送・積載手段の所有権者、レッシ—及び経営者は、民間用運送・積載手段のメンテナンス及び管理につき責任を負い、その使用功能を保障する。

第5章 国防運送

- 第35条 県級以上の人民政府の交通主管部門は、軍隊の関係する交通運送部門とともに、統一的計画、集中的指揮、迅速・正確性及び安全秘密保持の原則に従い国防運送を組織する。
- 2 国防運送任務を引き受ける公民及び組織は、国防運送任務を優先的に手配しなければならない。
- 第36条 国は、大型・中型運送企業を主たる頼りとし、戦略的投入・運送支援力量の建設を組織し、戦略的投入・運送能力を増強し、遠距離及び大規模国防運送を快速に組織するために有効な支持を提供する。
- 2 戦略的投入・運送支援任務を引き受ける企業は、人員及び装備の編制組織につき責任を負い、関係規定に基づき実施事前案を制定し、必要な訓練又は演練を行い、戦略的投入・運送支援任務を執行する能力を高める。
- 第37条 各級人民政府及び軍事機関は、国防運送供給及び積卸し等の保障施設建設を強化しなければならない。
- 2 県級以上の地方人民政府及び関連する企業・事業単位は、国防運送の必要に基づき 飲食・飲水供給、積卸作業、医療救護、通行及び休息・整備並びに安全警衛等の分 野の必要なサービス又は保障を提供しなければならない。
- 第38条 国の外国駐在機構並びに国際運送業務に従事する我が国の企業及びその国外機構は、我が国が国際救援、海上護衛及び国の海外利益を維持・保護する軍事行動を実施する船舶、航空機、車両及び人員の補給及び休息・整備のために協力を提供しなければならない。
- 2 国の関係部門は、前項所定の機構及び企業が海外軍事行動のために協力を提供する のに必要な人員及び運送手段又は貨物等の出入国のために関連する便宜を供与し なければならない。
- 第39条 公民及び組織が国防運送任務を完成するのに生ずる費用は、使用単位が市場 価格を下回らないという原則に従いこれを支払う。具体的弁法は、国務院の財政部

- 門、交通主管部門及び中央軍事委員会の後勤保障部がこれを定める。
- 第40条 軍隊は、必要に基づき、関連する交通企業又は交通企業が比較的集中する地区において軍事代表を派遣・駐在させ、関係する単位とともに国防運送及び交通保障任務を共同で完成させることができる。
- 2 軍事代表駐在単位及び駐在地の人民政府の関係部門は、軍事代表が業務を展開する ために便宜を供与しなければならない。
- 3 軍事代表の派遣・駐在及び業務職責は、国務院及び中央軍事委員会の関係規定に従いこれを執行する。

第6章 国防交通保障

- 第41条 各級の国防交通主管機構は、人民政府の関係部門及び関係する軍事機関を組織して国防交通保障方案を制定させ、重点的交通目標、線路並びに保障原則、任務、技術的措置及び組織的措置を明確にする。
- 第42条 国務院の関係部門及び県級以上の地方人民政府は、職責分担に従い、関係する企業・事業単位を組織して交通エンジニアリング施設の緊急修理、緊急建設及び運送・積載手段の緊急修理を実施させ、国防活動の順調な進行を保障させる。関係する軍事機関は、支持及び協力を与えなければならない。
- 第 43 条 国防交通保障方案が確定する重点的交通目標の管理単位及び保障任務を引き受ける予定の単位は、関係規定に基づき重点的交通目標保障事前案を編成し、かつ、関連する準備を適切に行わなければならない。
- 第44条 重点的交通目標の管理単位及び保障任務を引き受ける予定の単位は、重点的交通目標が破壊の脅威を受けた場合には、直ちに保障事前案を発動し、相応する準備を適切に行わなければならない。重点的交通目標が破壊を受けた際には、任務分担に従い工事の強固化及び緊急修理又は緊急建設の実施を速やかに組織し、できる限り速やかに交通を回復させなければならない。
- 2 国防運送と関係するその他の交通エンジニアリング施設が破壊を受けた場合には、その管理単位は、遅滞なく管理関係に従い上級に対し報告し、同時に修復を組織しなければならない。
- 第45条 県級以上の人民政府の国防交通主管機構は、当該級の人民政府の国土資源及 び都市・農村規画等の主管部門とともに重要国防交通エンジニアリング施設の緊急 建設を予定する土地を確定し、国防交通統制範囲とし、土地利用総体規画及び都 市・農村規画に組み入れる。
- 2 県級以上の人民政府の国土資源主管部門、都市・農村規画主管部門及び国防交通主管機構の承認を経なければ、いかなる組織及び個人も、国防交通統制範囲としての土地を占有・使用してはならない。
- 第46条 重点的交通目標の対空及び対海防御については、軍隊の関係部門が対空及び対海防御計画に組み入れ、統一して実施を組織する。
- 2 重点的交通目標の地表防衛については、その所在地の県級以上の人民政府及び関係する軍事機関が共同で実施を組織する。
- 3 重点的交通目標のエンジニアリング技術防護については、その所在地の県級以上の 人民政府の交通主管部門が当該級の人民政府の国防交通主管機構及び人民防空主 管部門とともに、その管理単位及び保障単位の実施の指導を組織する。
- 4 重点的交通目標以外のその他の交通施設の防護については、その所在地の県級以上 の人民政府が関係規定に従い執行する。
- 第 47 条 重大な軍事行動及び国防科学研究生産試験並びに国防と関連する秘密保持

物資又は危険品運送等の特段の必要により、県級以上の人民政府の関係部門は、所定の権限及び手続に従い、関連地区の陸域、水域又は空域において必要な交通管理措置及び安全防護措置を講じなければならない。関係する軍事機関は、協力を与えなければならない。

- 第 48 条 県級以上の人民政府の交通主管部門並びに関係する軍事機関及び国防交通 主管機構は、必要に基づき、関連する企業・事業単位を組織して国防交通専業保障 隊列の訓練又は演練を展開させなければならない。
- 2 国防交通専業保障隊列は、企業・事業単位が関係規定に従いこれを組成する。
- 3 訓練又は演練に参加する国防交通専業保障隊列人員の生活福利待遇については、民兵が軍事訓練に参加する関係規定を参照して執行する。
- 第49条 国防交通専業保障隊列が国防交通エンジニアリング施設の緊急修理、緊急建設又は防護並びに民間用運送・積載手段の緊急修理及び人員物資緊急運送等の任務を執行する場合には、県級以上の人民政府の国防交通主管機構が当該級の人民政府の交通主管部門とともに統一して調整・手配する。
- 2 国防交通専業保障隊列の車両、船舶その他の機動設備であって、任務を執行する際に国家国防交通主管機構の規定に従い統一標識を設置するものは、優先的に通行することができる。
- 第50条 各級人民政府は、国防交通保障任務を引き受ける企業及び個人に対し、関係 規定に従い政策的支持を与える。

第7章 国防交通物資備蓄

- 第51条 国は、国防交通物資備蓄制度を確立し、戦時及び平時の特段の状況の下における国防交通の円滑性の必要を保証する。
- 2 国防交通物資備蓄は、配置が合理的であり、規模が適度でなければならない。備蓄する物資は、国の定める品質標準に適合しなければならない。
- 3 国防交通備蓄物資の品目は、国家国防交通主管機構が国務院の関係部門及び軍隊の 関係部門とともにこれを定める。
- 第52条 国務院の交通主管部門及び省、自治区又は直轄市の人民政府の国防交通主管機構は、関係規定に従い国防交通備蓄物資貯蔵・保存管理単位を確定し、国防交通備蓄物資管理業務を監督・検査させなければならない。
- 2 国防交通備蓄物資貯蔵・保存管理単位は、管理制度を確立して健全化し、国の関係 規定及び標準に従い備蓄物資について保管、メンテナンス及び更新を行い、備蓄物 資の使用功能及び安全を保証しなければならず、備蓄物資を流用し、損壊し、及び 遺失してはならない。
- 第 53 条 戦時及び平時の特段の状況の下において交通防護及び緊急修理若しくは緊急建設任務を執行し、又は重大な軍事演習、危険・災害緊急救助及び国防交通専業保障隊列の訓練若しくは演練を組織すること等が必要である場合には、国防交通備蓄物資を調達・使用することができる。
- 2 中央が備蓄する国防交通物資を調達・使用する場合には、国家国防交通主管機構が 承認する。地方が備蓄する国防交通物資を調達・使用する場合には、省、自治区又 は直轄市の人民政府の国防交通主管機構が承認する。
- 3 国防交通備蓄物資貯蔵・保存管理単位は、備蓄物資の調達・使用指令を厳格に執行しなければならず、これを拒絶し、又は遅延してはならない。
- 4 承認を経なければ、いずれの組織及び個人も、国防交通備蓄物資を使用してはならない。

- 第54条 国防交通備蓄物資が製品の技術的グレードアップ、更新・世代交代又は主たる技術性能が使用・メンテナンス要求を下回ることにより備蓄価値を失った場合には、用途を改変し、又は廃棄処理をすることができる。
- 2 中央が備蓄する国防交通物資につき用途を改変し、又は廃棄処理をする必要のある場合には、国家国防交通主管機構が技術的鑑定を組織し、かつ、審査した後に、国務院の財政部門に報告して審査・承認を受ける。
- 3 地方が備蓄する国防交通物資につき用途を改変し、又は廃棄処理をする必要のある場合には、省、自治区又は直轄市の人民政府の国防交通主管機構が技術的鑑定を組織し、かつ、審査した後に、当該級の人民政府の財政部門に報告して審査・承認を受ける。
- 4 中央及び地方が備蓄する国防交通物資につき用途を改変し、又は廃棄して取得する収益は、当該級の国庫に上納し、財政予算管理に組み入れなければならない。

第8章 法律責任

- 第55条 この法律の規定に違反し、次の行為のいずれかをした場合には、県級以上の人民政府の交通主管部門又は国防交通主管機構が期間を限って是正するよう命じ、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対し法により処分を科する。違法所得のある場合には、これを没収し、かつ、違法所得相当額以上5倍以下の罰金を科する。
 - (1) 国防交通エンジニアリング施設の用途を無断で改変し、又は廃棄処理をする行為
 - (2) 国防運送任務の執行を拒絶し、又は故意に遅延する行為
 - (3) 重点的交通目標の緊急修理又は緊急建設任務を拒絶し、又は故意に遅延する行為
 - (4) 国防交通備蓄物資調達・使用命令を拒絶し、又は故意に遅延する行為
 - (5) 国防交通備蓄物資の用途を無断で改変し、又は廃棄処理をする行為
 - (6) 国防交通備蓄物資を無断で使用する行為
 - (7) 規定どおりに国防交通備蓄物資を保管せず、又はメンテナンスせず、損壊又は遺失をもたらす行為
- 2 前項の違法行為が財産損害をもたらした場合には、法により賠償責任を引き受ける。 第 56 条 国防交通主管機構、関係する軍事機関及び交通主管部門その他関係部門の業 務人員がこの法律の規定に違反し、次の各号のいずれかに該当する場合には、直接 に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、法により処分を科する。
 - (1) 職権を濫用し、又は職務を懈怠し、国防交通業務に対し重大な損害をもたらしたとき。
 - (2) 国防交通経費又は物資を横領し、又は流用したとき。
 - (3)/ 国防交通業務において知り得た国家秘密及び商業秘密を漏洩したとき。
 - (4) 国防交通業務において公民又は組織の適法な権益を侵害したとき。
- 第57条 この法律の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合には、法により 治安管理処罰を科する。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第9章 附則

第58条 この法律において「国防交通エンジニアリング施設」とは、国が国防目的の ために建設する交通基礎施設並びに国防交通専用の指揮、検査・修理、積卸し及び 倉庫・貯蔵等のエンジニアリング施設をいう。

- 2 この法律において「国防運送」とは、政府及び軍隊が国防目的のために軍民交通運 送資源を運用し、人員、装備及び物資を運送する活動をいう。軍隊が自己の資源を 運用して行う運送活動については、中央軍事委員会の関係規定に従い執行する。
- 第59条 国防交通と密接に関連する情報施設、設備及び専業保障隊列の建設、管理及び使用活動には、この法律を適用する。
- 2 情報動員について国に別段の定めのある場合には、当該定めに従う。
- 第60条 この法律は、2017年1月1日から施行する。

(中文法令研究会翻訳。会長:萩野敦司 副会長:広瀬元康 事務局長:森啓太)